

平成26年度 別府市共生社会形成プラン 評価結果一覧表

事業番号	条番号 (項番号)	施策	取組方針	事務事業の計画	内部評価	外部評価	担当課
1	第9条第1項	相互理解の促進（市民及び事業者の障がいに対する理解を深める）	啓発活動を行うものとする。	・ 条例施行記念講演会を開催します。	A	A	障害福祉課
2	第9条第1項	相互理解の促進（市民及び事業者の障がいに対する理解を深める）	啓発活動を行うものとする。	・ 当事者による講師団を結成し、啓発活動を行います。	A	A	障害福祉課
3	第9条第1項	相互理解の促進（市民及び事業者の障がいに対する理解を深める）	啓発活動を行うものとする。	・ 市民活動団体と協働して障がいに対する理解を促進します。	A	A	障害福祉課
4	第9条第2項	相互理解の促進（市の職員に合理的配慮の必要性を理解してもら	職員研修を行うものとする。	管理職を対象に研修を行います。	A	A	障害福祉課
5	第9条第3項	相互理解の促進（児童及び生徒の障がいに対する理解を深める）	教育課程を運用する中で、障がいに関する教育を行うものとする。	道徳や特別活動、総合的な学習の時間等で、障がいに対する理解を深める教育を実施します。	A	A	学校教育課
6	第10条第1項	自立生活支援及びその情報提供	障がいのある人が必要とする情報を提供するものとする。	バリアフリーの情報提供を充実します。	A	A	障害福祉課
7	第10条第2項	相談支援体制の整備	差別や虐待の相談を受ける人員を確保するものとする。	相談員を2名配置します。	A	A	障害福祉課
8	第10条第3項	障害福祉に携わる職員の能力向上	障害福祉サービス事業者に対して、研修を行うものとする。	大分県自立支援協議会別杵速見国東圏域合同演習会を活用します。	B	B	障害福祉課
9	第10条第4項	情報機器活用の促進及び障がいの特性に配慮した情報提供	情報の取得又は利用のしづらさを解消するものとする。	視覚及び聴覚に障がいのある人のニーズ調査を実施します。	C	C	障害福祉課
10	第10条第5項	社会資源の充実	充実策を模索するものとする。	現状を把握します。	B	B	障害福祉課
11	第11条第1項	道路整備（新設・改良）	既存の道路改良はバリアフリー、新規の道路整備はユニバーサルデザインという視点で整備するものとする。	歩道の幾何(きか)構造（幅員・縦横断勾配・舗装構成等）については、障がいのある人に配慮したものとします。	A	A	都市整備課
12	第11条第1項	道路整備（維持・補修）	障がいのある人からの意見を反映した道路の維持及び補修を行うものとする。	計画的な事業実施に努めます。	A	A	道路河川課

事業番号	条番号 (項番号)	施策	取組方針	事務事業の計画	内部評価	外部評価	担当課
13	第11条第2項	市営住宅整備	既存住宅の建て替え時、又は新築時において、車椅子対応住戸を確保するものとする。	建て替え及び新築の計画はありません。	B	B	建築住宅課
14	第11条第2項	民間共同住宅整備支援	支援策を模索するものとする。	現状を把握します。	B	B	障害福祉課
15	第11条第3項	民間住宅を賃借する際の保証人制度の整備	居住サポート事業を実施するものとする。	事業実施を検討します。	B	B	障害福祉課
16	第11条第4項	公共的施設の設備の確保	障がいのある人にとって必要な設備を確保するものとする。	障がいのある人のニーズ調査を実施します。	B	B	障害福祉課
17	第11条第5項	公共交通機関の利用の円滑化	取組方法を模索するものとする。	事業者への周知に努めます。	A	A	政策推進課
18	第12条第1項	防災に関する計画の策定	障がいのある人に特化した個別の防災計画を策定するものとする。	障がいの種別、特性に応じた防災計画を策定します。	B	B	障害福祉課
19	第12条第2項	減災の仕組みづくり	「災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書」が活きる仕組みをつくるものとする。	協定書の運用を見直します。	C	C	障害福祉課
20	第12条第2項	減災の仕組みづくり	災害時要援護者名簿については、全体名簿の作成から行うものとする。	避難行動要支援者名簿を作成します。	A	A	障害福祉課
21	第13条第1項	雇用及び就労に関する環境整備	職員募集における要件の廃止を検討するものとする。	試験案内の記載内容について、見直しを検討します。	A	A	職員課
22	第13条第3項	雇用創出の促進	障がいのある人のための新たな雇用の場の確保策を検討するものとする。	各部・各課との調整を図り、検討していきます。	A	A	職員課
23	第13条第2項	就労へ向けての支援体制づくり	雇用・就労ネットワークを構築するものとする。	ネットワークの構築方法を検討します。	C	C	障害福祉課
24	第14条第1項	医療保障	障害福祉サービスなど現行制度の周知を図りながら、引き続き、取組方法を模索するものとする。	障害福祉サービスを必要とする者に対する情報提供の方策を検討します。	C	C	障害福祉課
25	第14条第2項	緊急事態の際の対応の確立	広く市民一般を対象としては障害福祉課が、個別の相談などのケースにおいては健康づくり推進課が現行制度を周知・広報するものとする。	精神科救急医療体制を周知・広報します。	A	A	障害福祉課

事業番号	条番号 (項番号)	施策	取組方針	事務事業の計画	内部評価	外部評価	担当課
26	第14条第2項	緊急事態の際の対応の確立	広く市民一般を対象としては障害福祉課が、個別の相談などのケースにおいては健康づくり推進課が現行制度を周知・広報するものとする。	精神科救急医療体制を周知・広報します。	A	A	健康づくり推進課
27	第14条第3項	保健事業の利用の円滑化	障がいのある人から合理的配慮の求めがあった都度、対応するものとする。	合理的配慮の求めがあった場合、対応策を検討します。	B	B	健康づくり推進課
28	第14条第3項	医療支援の利用の円滑化	重度心身障害者医療費の現物給付化に向けて取り組むものとする。	既に現物給付方式をとっている自治体の取組を調査・研究します。	B	B	障害福祉課
29	第15条第1項	統合保育の実施	引き続き、これまでの受入姿勢を継続するものとする。	大分県保育連合会による保育コーディネーター養成事業を通じて専門的保育士の養成を図り、保育所の機能強化を図ります。	A	A	児童家庭課
30	第15条第1項	統合教育の実施	特別支援教育支援員の人員を確保するものとする。	小・中学校にいきいきプラン支援員45人を派遣し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個性に応じたきめ細かな指導を行います。	A	A	学校教育課
31	第15条第2項	教職員の障がいに対する理解を深める研修の実施	学校のニーズに応える情報提供体制を整備するものとする。	特別支援教育コーディネーター研修を実施します。	A	A	学校教育課
32	第15条第3項	県立と市立との連携及び調整の推進	引き続き、これまでの取組を継続するものとする。	別府市特別支援連携協議会を開催します。	A	A	学校教育課
33	第16条第1項	芸術文化・スポーツに参加する機会の提供	芸術文化講座及びスポーツ教室を充実するものとする。	充実策を検討します。	A	A	障害福祉課
34	第23条	親亡き後等の問題の解決	親亡き後等の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。	親亡き後等の問題解決策検討委員会で解決策を模索します。	A	A	障害福祉課